

収 支 報 告 書

（令和 06 年分）

（ふりがな）

1 政治団体の名称

ふりがなにほんせいせんとうこうえんかい
遠賀町日本共産党後援会

※ふりがなも必ず記入してください。

2 主たる事務所の所在地

遠賀郡遠賀町大字別府3212

3 代表者の氏名

門司 洋一

4 会計責任者の氏名

田代順二

連絡先

（担当者氏名）

田代順二

（電 話）

093-287-5148

※事務担当者の連絡先も収支報告書の閲覧等の対象に含まれます。

※選挙管理委員会使用欄

団体コード（備考3）										年分	整理区分	入力	バ収
0	0	0	0						0		原簿内	表紙	バ収
											原簿外	内容	バ支

政治団体の区分

- ☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体

- ☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等

- ☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☒ 無
☐ 有

（以下は、指定「有」の場合のみ記入）

公職の種類

（現職・候補者の別）（現職・候補者）

資金管理団体
の届出をした
者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

公職の種類

（現職・候補者の別）（現職・候補者）

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する
特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

必須様式（1/4）

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	53,311	①+②
(前年からの繰越額)	761	① (前年報告書の繰越額)
(本年の収入額) 2 収入項目別金額の内訳 の(1)～(6)の計	52,550	② (本年の収入)
支 出 総 額	25,451	③ (その13の合計を記入)
翌年への繰越額	27,860	①+②-③

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄附

	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	52,550	内訳を(その7)に記入 (寄附者の区分: 個人)
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	内訳を(その7)に記入 (寄附者の区分: 法人その他の団体)
(ウ) 政治団体からの寄附	0	内訳を(その7)に記入 (寄附者の区分: 政治団体)
小計 ((ア)+(イ)+(ウ))	52,550	④
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	⑤
合 計 (ア+イ)	52,550	④+⑤

(その7)

(7)寄附の内訳 (寄附者の区分ごとに別表とすること)			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額(円)	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
この頁の小計			※ 「主たる事務所の所在地」欄については、県外にあつては都道府県名から、 県内にあつては市郡名から記入してください。		
その他の寄附		52,550			
合 計		52,550			

※ 同一の者からの寄附で年間5万円を超えるものについては、内訳を記載すること。なお、5万円以下の寄附であっても、必要に応じて記載して差し支えないが、5万円以下の寄附については、一括してその合計額を「その他の寄附」欄（下から2行目）に記載することができる。

寄附の内訳

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額	備 考(※)
1 経常経費		「資金管理団体」又は「国会議員関係政治団体」である期間中の支出は、項目(人件費を除く)ごとにその14に内訳を記載すること
(1) 人件費		⑥
(2) 光熱水費		⑦
(3) 備品・消耗品費	1738	⑧
(4) 事務所費	9093	⑨
小 計	10831	⑩ (⑥～⑨の計)
2 政治活動費		項目ごとにその15に内訳を記載すること
(1) 組織活動費	2080	⑪
(2) 選挙関係費		⑫
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	9540	⑬ (ア+イ+ウ+エ)
ア 機関紙誌の発行事業費	4140	
イ 宣伝事業費	5400	
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ その他の事業費		
(4) 調査研究費		⑭
(5) 寄附・交付金		⑮
(6) その他の経費	3000	⑯
小 計	14620	⑰ (⑪～⑯の計)
合 計	25451	⑩+⑰

※ 支出先が当該団体の本部又は支部であるものについては、項目ごとの額を備考欄に記入し、併せてその内訳を様式(その16)により報告すること。

☆支出がある場合には、本様式は必須となる。

(3)政治活動費の内訳				項目別区分 <u>組織活動費</u> ()				
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
本頁上記の小計								
その他の支出				2080				
合 計				2080				

※「項目別区分」欄には、その13「2政治活動費」中の(1)～(6) (ただし(3)についてはア～エ)のいずれかの項目名を記載し、括弧内については、団体の会計上の整理に沿って、適宜小分類を記載すること。
 なお、政治資金パーティー開催事業費の場合は、括弧内にパーティー名を記載し、個々のパーティーごとに別葉とすること。

※ 1件5万円以上の支出は、個々の内容（支出の目的、金額、年月日、支払先等）を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
 ただし「国会議員関係政治団体」期間中の支出については、上記によらず1件1万円超の支出について個々の内容を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
 これら以外の少額の支出については、一括して「その他の支出」欄にその合計額を記載すること。

(その15)

(3)政治活動費の内訳								項目別区分 <u>機関紙誌の発行事業費(印刷代)</u>			
支出の目的	金 額							年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	千	百	十	千	百	十	円				
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
本頁上記の小計											
その他の支出							4140				
合 計							4140				

※「項目別区分」欄には、その13「2政治活動費」中の(1)～(6)(ただし(3)についてはア～エ)のいずれかの項目名を記載し、括弧内については、団体の会計上の整理に沿って、適宜小分類を記載すること。
 なお、政治資金パーティー開催事業費の場合は、括弧内にパーティー名を記載し、個々のパーティーごとに別葉とすること。

※ 1件5万円以上の支出は、個々の内容(支出の目的、金額、年月日、支払先等)を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
 ただし「国会議員関係政治団体」期間中の支出については、上記によらず1件1万円超の支出について個々の内容を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
 これら以外の少額の支出については、一括して「その他の支出」欄にその合計額を記載すること。

(その15)

(3)政治活動費の内訳										項目別区分 <u>宣伝事業費</u> (<u>駐車料</u>)			
支出の目的		金 額								年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
本頁上記の小計													
その他の支出									5	4	0	0	
合 計									5	4	0	0	

※ 「項目別区分」欄には、その13「2政治活動費」中の(1)～(6) (ただし(3)についてはア～エ)のいずれかの項目名を記載し、括弧内については、団体の会計上の整理に沿って、適宜小分類を記載すること。
 なお、政治資金パーティー開催事業費の場合は、括弧内にパーティー名を記載し、個々のパーティーごとに別葉とすること。

※ 1件5万円以上の支出は、個々の内容(支出の目的、金額、年月日、支払先等)を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
 ただし「国会議員関係政治団体」期間中の支出については、上記によらず1件1万円超の支出について個々の内容を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
 これら以外の少額の支出については、一括して「その他の支出」欄にその合計額を記載すること。

(その15)

(3)政治活動費の内訳										項目別区分 <u>その他の経費</u> (<u>親睦費</u>)			
支出の目的		金 額								年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
本頁上記の小計													
その他の支出									3000				
合 計									3000				

※「項目別区分」欄には、その13「2政治活動費」中の(1)～(6)(ただし(3)についてはア～エ)のいずれかの項目名を記載し、括弧内については、団体の会計上の整理に沿って、適宜小分類を記載すること。
なお、政治資金パーティー開催事業費の場合は、括弧内にパーティー名を記載し、個々のパーティーごとに別葉とすること。

※ 1件5万円以上の支出は、個々の内容(支出の目的、金額、年月日、支払先等)を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
ただし「国会議員関係政治団体」期間中の支出については、上記によらず1件1万円超の支出について個々の内容を記載し、その領収書等の写しを添付すること。
これら以外の少額の支出については、一括して「その他の支出」欄にその合計額を記載すること。

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
項 目 別 区 分	有 ^(※)	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金銭信託	☐	☒	
キ 有価証券	☐	☒	
ク 出資による権利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※ 有の場合、その内訳を様式(その18)に記入すること。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☐ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

宣誓日

令和 7 年 3 月 25 日

政治団体の名称 遠賀町日本共産党 後援会

会計責任者の氏名

田代順二



【署名又は記名押印】

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

必須様式(4/4)